

(議員の定数)

第 5 条 この組合の組合会の議員の定数は18人とする。

(附 則)

1. 平成12年7月17日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、平成12年11月10日議員の任期満了に伴う総選挙から適用する。
2. 第6条の規約を第5条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
3. 平成29年7月4日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は、平成30年11月12日議員の任期満了に伴う次期総選挙から施行する。
4. 令和3年7月6日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は、令和3年11月12日議員の任期満了に伴う次期総選挙から施行する。
5. 令和6年7月9日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は、令和6年11月12日議員の任期満了に伴う次期総選挙から施行する。